

城北中学校生徒会会則

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は「城北中学校生徒会」と称する。

第2条（目的）

本会は、会員相互の幸福を高めるとともに、民主主義の理念を実践し、将来の民主的で平和な社会の形成に寄与する人格を育成することを目的とする。

第2章 任 務

第3条

本会は、校長および教職員の指導・助言のもと、次の活動を企画・実施する。

1. 新入生に学校生活の諸事項を知らせること。
2. 生徒会報やその他の出版物を発行すること。
3. 校内掲示を行い、便宜を図ること。
4. 校内の美化と清潔保持に努めること。
5. 学校行事を企画・実施すること。
6. スポーツ活動を企画・援助すること。
7. 対抗競技の応援を統制・整理すること。
8. 壮行会を企画・実施すること。
9. 学校図書館の運営を援助すること。
10. 卒業式に関する行事の企画を援助すること。
11. 地域社会の運動（例：共同募金）を援助すること。

12. 学級活動を援助すること。
13. その他、校長の承認を得て必要な活動を行うこと。

第3章 会 員

第4条

本会の会員は本校生徒全員とする。

第4章 本部役員

第5条

本会に次の役員を置く。

会長 1名（3年生より）

副会長 2名（2・3年生より）

執行委員 5名（3年生2名、2年生3名）

第6条

1. 前条の役員は立候補し、1・2・3年の全会員による選挙で選出する。

ただし、定員を超えない場合は信任投票とする。

2. 役員の任期は1年間とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条

会長は本会を代表し、会務を統括する。

第8条

副会長は会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。

第9条

執行委員は、会則の修正、名簿の作成、総会および生徒評議会の議事録、

通信文の作成など、本会の任務遂行に必要な業務を行う。

第5章 総 会

第10条

総会は次の事項を審議・決定する。

1. 予算および決算
2. 会則の改正
3. 基本的事項の審議
4. 年間活動計画の決定
5. 年間活動結果の報告
6. その他必要事項

付記：総会の議長・副議長は学級委員より選出する。

第6章 生徒評議会

第11条

生徒評議会は生徒会の審議・執行機関であり、生徒会役員および各専門委員会の委員長・副委員長で構成する。

第12条

生徒評議会は必要に応じて隨時会議を開き、生徒会全般の問題を審議する。ただし、第3条に掲げる活動を超えることはできない。

第7章 委 員 会

第13条

生徒会は次の委員会を置く。

1. 学級委員会

2. 図書委員会
3. 保健委員会
4. 体育委員会
5. 環境美化委員会
6. 生活安全委員会
7. 放送委員会
8. 給食委員会
9. その他特別委員会

(選挙管理委員会、体育祭実行委員会、合唱コンクール実行委員会)

第14条

各委員会の議長は委員長が務める。

各委員会は原則として毎月1回定例会議を開き、生徒評議会や学級会で決められた事項のうち関係する事項を審議する。

第8章 決 定

第15条

総会および生徒評議会は、生徒会本部が企画・招集し、会員または委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開き、決定することはできない。

決定は出席者の過半数で行い、可否同数の場合は議長の裁決による。

第9章 部 活 動

第16条

会員は希望に応じて部活動を行うことができる。

第17条

本会は各部に予算を配当する。各部には部長を置き、部ごとに規定を定め

て活動する。

第18条

部活動の新設・廃止・規定等については、城北中学校部活動検討委員会に意見を述べることができる。

第19条

部の代表者は評議会・部活動検討委員会で意見を述べることができる。

第20条

部には顧問教師を置く。顧問はすべての会議および必要な場面で指導的意見を述べることができる。

第10章 会 計

第21条

会員は本会の経費にあてるため、年間1,800円を納めるものとする。

第22条

本会の予算および決算は、生徒評議会の審議を経た後、総会の承認を得なければならない。

第11章 改 正

第23条

本会則の改正は、生徒評議会の3分の2以上の賛成で発議し、総会に提出して承認を得る。さらに校長の承認を得た場合のみ成立する。

ただし、緊急を要する場合は、生徒総会を経ずに校長の承認で成立する。

第12章 最終決定権

第24条

生徒会および生徒評議会の権限の行使については、校長の承認を経なければならない。

第13章 細則

第25条

生徒評議会は、この会則を施行するために細則を定めることができる。
ただし、この会則に反する細則を定めることはできない。

付則

1. この会則は校長の承認を得た日から施行する。
2. 本会会則は昭和47年4月1日より実施する。
3. この会則は令和8年4月1日より改正後の内容を適用する。